

北海道告示第11425号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

令和5年10月19日

北海道知事 鈴木 直道

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者		登録有効期限
					名称	住所	
北海道第3010号	炭酸カルシウム肥料	50.0 カーボンプラック入り粒状炭酸カルシウム肥料	アルカリ分 50.0	その他の制限事項は公定規格のとおり	東方工業株式会社	佐賀県佐賀市高木瀬東二丁目13番10号	令和11年12月4日